

別記第3号様式(第3条関係)

見積結果表(随意契約)

契約の名称 令和8年度特定健康診査・特定保健指導業務委託  
履行場所 聖籠町役場 町民課  
履行期間 令和9年3月31日まで

予定価格	県単価による 円	制限価格	— 円
見積書比較 予定価格	— 円	見積書比較 制限価格	— 円

見積額	記事	入札者
別紙のとおり	契約の相手方に決定	(公財)新潟県健康づくり財団
以下余白		

備考 当該金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法律上の契約金額である。

見積日時 令和一年一月一日 午前・午後一時一分

上記見積者を指名した理由

本件は、(公財)新潟県健康づくり財団が新潟県内で唯一受託できる機関のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約を行うもの。

別記第4号様式(第3条関係)

契 約 締 結 結 果 表

契約の名称 令和8年度特定健康診査・特定保健指導業務委託

履行場所 聖籠町役場 町民課

種 別 委託

契約の概要

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施
- ・ 特定健康診査の結果の通知
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施結果のデータ作成及び提供

契約の相手方

住 所 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-1  
商号又は名称 (公財)新潟県健康づくり財団

履行期間 (自) 令和8年4月1日

(至) 令和9年3月31日

契約金額 別紙のとおり

## 別表

## 特定健康診査及び特定保健指導料金表

区 分		1人あたりの委託料単価（消費税含）			支払条件	
		集団健診 （一部協力）	集団健診 （全部委託）	個別健診		
特定健康診査	基本的な健診項目	5,706 円	6,934 円	8,626 円	健診実施後に一括	
	詳細な健診項目	貧血検査	184 円	184 円		231 円
		心電図検査	1,215 円	1,215 円		1,430 円
		眼底検査同時	542 円	542 円		638 円
		〃 単独	—	3,839 円		3,839 円
		クレアチニン、eGFR	52 円	52 円		66 円
	追加健診項目	クレアチニン+総コレステロール	52 円	52 円		66 円
総コレステロール		0 円	0 円	0 円		
特定保健指導※1	動機付け支援 （動機付け支援相当）	7,620 円			面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払い※2 残る 2/10 は実績評価終了後に支払	
	積極的支援	22,590 円 （180 ポイント数以上実施しても同額）			・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払※2 ・残る 6/10（内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10）は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払	
オプション	血清尿酸	96 円	96 円	121 円	健診実施後に一括	
	血清総蛋白	96 円	96 円	121 円		

- ※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。
- ※2 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。  
(実施機関の責により実施できなかった場合は、費用請求はできない)
- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。  
※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
- ① 「個別健診」とは、医療機関（病院、診療所）の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健診を受診する形態。）
- ② 「集団健診(全部委託)」とは、医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの（「個別健診」に該当しないもの。）で、別記5の「集団健診におけるスタッフの標準的な出務基準」に掲げる業務の全てを実施機関に委託して実施するもの（ただし、会場の確保や設営（施・開錠等）、会場の備品設置は含まない）。
- ③ 集団健診(一部協力)」とは、市町村と健診機関が協力して健診を行う健診形態で、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車を活用し、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの（「個別健診」に該当しないもの。）で、別記5の「集団健診におけるスタッフの標準的な出務基準」に基づき、市町村と健診機関双方から健診スタッフが出務して実施するもの。
- ④ 別記5の「集団健診におけるスタッフの標準的な出務基準」に掲げる業務以外の業務を市町村が健診機関に委託する場合は、別途、市町村と健診機関の間で覚書または契約書等により、業務内容や委託費を明確にすること。
- ⑤ 「集団健診(一部協力)」の場合で、市町村国保以外の被用者保険の受診者について、健診機関に代わって市町村が受付、問診等を実施する場合、市町村は「健診業務協力費」として、健診機関に対し一部協力と全部委託の差額1人当たり1,228円を請求できるものとする。